

公 示 送 達 書

大鰐町告示第109号

告 示

地方税法20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は住民生活課国保年金係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和8年8月10日

大鰐町長 山 田 年 伸

書 類 の 名 称	送達を受けるべき者	摘 要
令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書	青柳 千賀子	

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。